



大田原地域農業青色申告会那須支部研修会の様子



農業委員会だより 青色申告を始めてみませんか

「青色申告」とは、一般の記帳より水準の高い記帳をし、その記帳に基づいて所得金額や税額を正しく計算し申告することで、所得の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度です。

青色申告をする方は、税金の面でいろいろな特典を受けることができます。

青色申告を始めるためには

青色申告を始めようとする年の3月15日までに、所轄税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

なお、年の途中で事業を始めた場合は、開業の日から2カ月以内に申請書を提出すればよいことになっています。

また、事業専従者に給与を支給し、その給与を必要経費に算入しようとする場合は「青色事業専従者給与に関する届出書」をあわせて提出するとともに、事業専従者が10人未満の場合、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出し、事業専従者に係る源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができます。

青色申告の主な特典

◎青色申告特別控除

農業に係る取引を「正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）」に従って記録し、確定申告書に貸借対照表・損益計算書を添付する場合等、一定の要件の下で、青色申告特別控除として、最高65万円を控除することができます。また、簡易記帳であっても最高10万円を控除することができます。

◎青色事業専従者給与の必要経費算入

農業をされている方は、配偶者や親族がその事業に従事されることも多いと思います。

青色申告者は、事業者と生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上）で、専らその事業に従事している人に給料を支払っている場合、労務の対価として適正な金額であれば、その支払った金額を必要経費とすることができず。

◎貸倒引当金

事業から生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸し倒れによる損失の見込額として、貸金の年末帳簿価額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費に算入することができます。

◎純損失の繰越しおよび繰戻し

青色申告者については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以降3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をしている場合、純損失の繰り越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます。（純損失の繰戻し）

◎その他、減価償却費の特例や家事関連費の必要経費算入、現金主義による所得計算の特例があります。

大田原地域農業青色申告会

大田原地域農業青色申告会は、大田原税務署管内の青色申告をしている農業者で組織されており、農業経営の向上や会員相互の親睦を図ることを目的としています。

主な活動としては、農業簿記帳指導や確定申告書の提出指導を行っており、税制改正などの情報提供も行っていますので、農業者の方で青色申告をする際には、あわせて青色申告会への加入を勧めたいです。

町には、大田原地域農業青色申告会那須支部がありますので、詳しくは農業委員会事務局へご相談ください。

▼問合せ 農業委員会事務局
☎6925

国が支える。安心が大きくなる。 老後の備えは「農業者年金」で安心！

お問い合わせは、農業委員会事務局・JAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 ☎72-6925
那須野農業協同組合
那須支店 ☎72-6111
高久支店 ☎64-1122
伊王野出張所 ☎75-0004

農地法等に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
平成29年1月31日→平成29年2月20日	
平成29年2月28日→平成29年3月21日	
(3月分まで記載)	